

中期目標期間評価要領の策定

1 概要

県が策定する中期目標は、知事の方針書として、機構が目指す方向性を示すものであり、機構が中期計画を策定する際の指針となるほか、機構の業務実績を評価する際の基準となるものである。

現在の中期目標は、平成 21 年度から平成 25 年度の 5 年間であるため、平成 25 年度中に議会の議決を経て、次期中期目標を策定する。

次期中期目標の策定にあたっては、現中期目標期間の評価結果を反映させる必要があるため、その評価の根拠となる「中期目標期間の業務実績に係る評価要領」を策定する。

2 評価の考え方

- (1) 年度評価と同じく、記述式により全体を総括的に評価する。
- (2) 基本方針の中で、中期目標期間評価について、「次期中期目標に反映させるため、期間途中で暫定評価を行う」とされているため、年度評価と同じく暫定評価を行う。
- (3) なお、地独法第 31 条により、「中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織のあり方その他その組織及び業務の全般にわたる検討」をすることになっているため、暫定評価の中で併せて行う。

3 業務実績報告書の様式

- (1) P D C A サイクルが分かるように、中期目標→中期計画→実績→自己評価を記載する。
- (2) 年度評価の実績報告書の様式は、小項目ごとに自己評価（ランク付け：A～C）を行い記載しているため、その考え方を踏襲する。
- (3) 自己評価のランク付けは年度評価の実績報告書と同じく 3 分類とする。

4 参考（他独法の中期目標期間評価の時期について）

法人名	中期期間	暫定評価	中期期間評価	中期期間終了時検討
国立病院機構	H16～H20	H20.8(最終年)	H21.8	H19.12(4年目)
大阪府立病院機構	H18～H22	実施せず	H23.8	H22.8(最終年)
静岡県公立大学法人	H19～H24	実施せず	H25.8 予定	H24.3(5年目)
静岡県立病院機構	H21～H25	H25.3(4年目)	H26.8 予定	H25.3 予定(4年目)

(参考)

○地方独立行政法人法

第 30 条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

第 31 条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かななければならない。